



## 福祉施設版

## NEWS LETTER

2016 年 9 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

## 精神障害労災支給、福祉業界は第 2 位



人間関係のストレスが多い介護や福祉の仕事では、全力投球でお世話しているうちに、燃えつきからうつ病等を発症する例が後を絶ちません。今回は、厚生労働省の「平成 27 年度過労死等の労災補償状況」※の調査結果に注目します。

## 請求件数で 1 位、支給決定件数で 2 位

同調査によると、平成 27 年度の精神障害の労災補償状況は、請求件数が 1,515 件、支給決定件数は 472 件（うち自殺 93 件）となりました。この「精神障害」は、仕事による強いストレスなどが原因で発病したものです。

業種別（日本標準産業分類の中分類 99 業種による）の統計では、「社会保険・社会福祉・介護事業」は請求件数で第 1 位となる 157 件で、第 2 位の「医療業」96 件を大きく引き離しています。支給決定件数の第 1 位は「道路貨物運送業」の 36 件で、「社会保険・社会福祉・介護事業」は、これに次ぐ第 2 位（24 件）となりました。

また職種別でも、請求件数の多い職種の第 5 位に「介護サービス職業従事者」70 件、第 9 位に「保健師、助産師、看護師」59 件、第 12 位

に「社会福祉専門職業従事者」35 件が含まれる結果となりました。

## 過労による脳・心臓疾患も上位に

一方で、過重な仕事が原因で発症した「脳・心臓疾患」の平成 27 年度の労災補償状況は、全業種で請求件数が 795 件、支給決定件数が 251 件（うち死亡が 96 件）でした。

業種別では、「社会保険・社会福祉・介護事業」は請求件数が 22 件で第 9 位、支給決定件数は 3 件で第 15 位となりました。精神障害ほどではありませんが、脳・心臓疾患においても上位となっていることが分かります。

※厚生労働省「平成 27 年度過労死等の労災補償状況」

労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数などから、過重労働による脳・心臓疾患や精神障害の状況を取りまとめた調査です。詳しい内容は次の URL より該当調査へのリンクでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000128216.html>

## 社会福祉法人制度改革、説明会資料が公開

来年 4 月 2 日より本格的にスタートする社会福祉法人制度改革について、厚生労働省より、7 月 8 日に行われた全国担当者説明会で用いられた資料が公開されています。改正内容等が分

かりやすくまとめられており、改正後の法律に準拠した定款の書式例も添付されています。改正前後の比較も分かりやすく表示されていますので、この資料を大いに活用しましょう。

## 施設・事業所別にみる介護職員の平均給与額

平成 28 年 4 月に厚生労働省から「平成 27 年度介護従事者処遇状況等調査結果」※が発表されました。ここではその結果から、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）した施設・事業所別に介護職員の平均給与額を常勤と非常勤に分けてみていきます。

### 常勤は 25 万～31 万円台に

常勤の者の結果をまとめると、表 1 のとおりです。平成 27 年 9 月の平均給与額をみると、全体で 28 万円台となりました。施設・事業所別では、介護老人福祉施設と介護老人保健施設で 30 万円を超えました。その他は、25 万～27 万円台となっています。

すべての施設・事業所で平均給与額が 27 年に 1 万円以上の増加になりました。

【表1】施設・事業所別介護職員（月給の者）の平均給与額（円）

常勤の者	平成27年9月	平成26年9月	差
全体	284,410	272,100	12,310
介護老人福祉施設	311,260	297,290	13,970
介護老人保健施設	300,020	287,420	12,600
介護療養型医療施設	265,700	255,140	10,560
訪問介護事業所	272,800	260,550	12,250
通所介護事業所	261,380	250,250	11,130
認知症対応型共同生活介護事業所	256,080	244,420	11,660

厚生労働省「平成27年度介護従事者処遇状況等調査結果」より作成

### 非常勤は 15 万～17 万円台に

非常勤の者の結果をまとめると、表 2 のとおりです。平成 27 年 9 月の平均給与額では、介護老人保健施設と介護療養型医療施設の結果が公表されていませんが、全体で 15 万円台となりました。公表されている中では、介護老人福祉施設が 17 万円台で最も高くなりました。

26 年と 27 年の平均給与額の差をみると、認知症対応型共同生活介護事業所と介護老人福祉施設が 27 年に減少しました。

【表2】施設・事業所別介護職員（月給の者）の平均給与額（円）

非常勤の者	平成27年9月	平成26年9月	差
全体	157,760	151,920	5,840
介護老人福祉施設	178,800	181,540	-2,740
介護老人保健施設	-	156,420	-
介護療養型医療施設	-	-	-
訪問介護事業所	152,790	148,880	3,910
通所介護事業所	163,190	150,750	12,440
認知症対応型共同生活介護事業所	159,890	168,480	-8,590

厚生労働省「平成27年度介護従事者処遇状況等調査結果」より作成

貴施設でも、自施設の平均給与額がどのくらいの水準なのか、こうしたデータと比較してみてもいかがでしょうか。

※厚生労働省「平成 27 年度介護従事者処遇状況等調査結果」

平成 27 年 10 月に、調査対象介護サービス施設・事業所と調査日に当該施設・事業所に在籍する介護従事者等を対象に実施された調査です。平成 26 年と平成 27 年ともに在籍している者の平均給与額を比較しています。また平均給与額は、基本給（月額）＋手当＋一時金（4～9 月支給金額の 1/6）で算出しています。表中の「-」は集計対象数が 10 未満の場合です。詳細は、次の URL のページからご確認ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jyujisya/16/index.html>

## 福祉施設でみられる 人事労務Q&A

### 『利用者情報の漏えい対策をどのように講じればよいか』



当施設の利用者がある芸能人の家族の方で、それを知った職員が知人等に言い触らしているようです。利用者のプライバシーに関わることであるため、事実であれば、何らかの制裁処分は検討しますが、今後の対策をどうすればよいのか悩んでいます。



物理的な対策は当然のこととして、情報管理に関する誓約書の定期的な提出、守秘義務に関する教育の実施といった取組は行うべきでしょう。

#### 詳細解説：

福祉に携わる者であれば、利用者の利用履歴等の情報は、大切に扱わなければならないものです。情報漏えいによって福祉施設の対外的な信用が失墜することもありますので、由々しき行為と捉えなければなりません。通常、福祉施設には個人情報保護法を遵守する旨が廊下等に掲示されていますが、残念ながらカタチだけに留まり、職員にその内容が理解されず、今回のようなケースが散見される現状があります。



こうした問題に対して、採用時に情報管理に関する誓約書を提出させているから問題ないと考えている福祉施設がありますが、誓約書を提出させることのみで福祉施設としての責任が免れるわけではありません。実際に情報が漏えいすれば、謝罪や賠償はもちろんのこと、信頼回復には相当の年月を要する可能性もあります。その他、利用者離れという経営上の問題に直結することもあるため、常日頃からの対策が、当然必要になります。また、誓約書の中身については、抽象的な表現を用いて、かつ難解な用語が連なっているよ

うでは、職員はその誓約書が何を意味するのか分からないということも十分に考えられますので、対策としては不十分です。

そもそも、職員の就労に伴う秘密保持義務については、美濃窯業事件（名古屋地判・S61. 9. 29）などの裁判例においても、雇用契約に付随して秘密保持契約も当然負うべきものと判示されていますが、情報を漏えいさせないためには、まずは誓約書の内容を職員にとっても理解ができるものに改定すべきです。そして、誓約書で網羅できない内容を、別途守秘義務に関するルールとして定めて配布する等の取組は是非行いたいところです。さらに、職員に常に緊張感を持ってもらうために、その誓約書を採用時だけでなく数年おきに、アルバイトやパートタイマー等も含めた全職員に提出してもらうことも検討すべきでしょう。

また、守秘義務に関する教育を全職員に対して実施することは、職員の情報管理に対する意識が高まるため、情報漏えいを防ぐには有効です。情報管理の責任者が中心となって内部研修を実施し、参加できない職員のために動画撮影を行うこともよいでしょう。

# 事例で学ぶ 4 コマ劇場

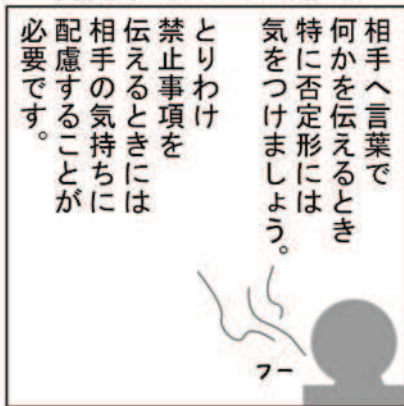
## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『否定するのではなく』



## ワンポイントアドバイス

### 否定するのではなく



コミュニケーションにおいて相手に言葉で何かを伝える場合、特に否定形には気をつけましょう。

例えば、施設内での喫煙や携帯電話の使用は禁止事項に含まれます。実は利用者様の中には、“してはいけない”と分かっているが“少しだけ”と思って行動をしている方が、意外と多いのです。そのため禁止事項を伝えるときには、相手の気持ちに配慮することが必要です。

アイさんのような、「ダメです」「～しないでください」などの否定形では、言う方も言われる方もよい気持ちにはなれないでしょう。そこには言葉だけではなく、物事や人物を否定したり制限する意識が働きます。この意識が続けば、表情や態度にも表れるでしょう。

このような【否定形】は、【クッション言葉＋肯定形】に置き換えることを考えてみましょう。

アイさんの場合には、「恐れ入りますが、タバコはあちら（喫煙所）で、お願いできますでしょうか」と、置き換えてはどうでしょうか。

否定形を肯定形に言い換えるには、普段から物事のプラス面に視点を置いておくといよいでしょう。

考えてみてください。

『もし、人生の中で多くの肯定形を用いてコミュニケーションを取っていたらどうなるでしょう?』

まず自己肯定感が生まれ、未来への明るさや広がり加わり、やる気に満ちてゆくことでしょう。プラス思考の人は、周りに優しさを届けるような表情や態度になるでしょう。